

## 特定物債権と種類債権

2012/04/13

松岡 久和

### 【債権の種類・序論】(E7頁、中田23-28頁)

#### 1 「債権ノ目的」という節の意義

- ・債権の目的＝債権という権利の対象＝債務者の給付(行為) **prestation (仏)**; **Leistung (独)**  
＝債権(債務)の種類 ※名称問題：債権法、債務(関係)法、債権債務関係法、債法……
- ・契約上の債権を考えると、**契約自由の原則**(←→**物権法定主義**。175条)から、約束の内容は、強行法規や公序良俗に反しない限り、無限に多様→債権の種類も多様(→「債権の目的」の節の限定性)。もっともパターン化は可能かつ必要。
- ・条文に登場しない債権の分類

#### ☆与える債務・為す債務・為さざる債務

≡引渡債務・行為債務(作為債務・不作為債務)の上位概念)

#### 結果債務・手段債務

※所有権即時移転構成を採るフランス法では、所有権移転債務は限定的にしか観念されないため、与える債務の本来の守備範囲は狭い。結果債務は所有権移転や引渡しや運送などを含み、広い。

- 区別の意味
- 1) 強制執行の方法の違い →第4回講義
  - 2) 免責事由の広狭 →第5回講義

※状態債務(その例として担保する債務)

例 担保給付債務：保険者・保証人・損害担保約束者の債務。貸貸人・使用貸主・消費貸主の債務も「使用できる状態にしておいて返還請求しない」債務と説明可能。

#### 2 債権の目的の要件

- ・契約の有効要件(＝効力発生要件)としての目的の適法性。90条。例 裏口入学請負
- ・399条は契約から発生する債権については契約自治から当然。履行強制ができなくても損害賠償請求は可能。もっとも、法的な契約か否かの判断は難しい。削除提案有。

### 【特定物債権】(E8-9頁、中田33-37頁)

**Case 2-1** XはY画商から某画伯の有名絵画甲を5000万円で購入し、Yの画廊から自己の関連しているA美術館へ搬送させることにした。ところが……

- ①YからAへの搬送の途中で、甲が無くなってしまった。XはYに対して責任を問えるか。それとも、逆に、代金5000万円を支払わなければならないか。
- ②梱包を解いたところ甲の絵の具の一部が剥がれていた場合はどうか。

#### 1 特定物債権の定義

- ・**特定物**：契約締結時に当事者が個性に着目して契約の目的物(対象)と定めた物
- 例 通常取引での土地や中古車・著名な美術品等 ←→不特定物(種類物)

※法的には依然中核となる債務だが大量生産社会では相対的に地位が低下している。

- ・ **特定物債権**：特定物の引渡しを内容とする債権

※特定物債権を**特定債権**（＝①非金銭債権、②特債法（特定債権等に係る事業の規制に関する法律。2004年廃止）の適用された一定の金銭債権）の混同に注意

## 2 特定物保管責任とその基準としての善管注意義務（400条）

### (1) 規定の意味と性質

- ・ 特定物債務者の保管責任の負担
- ・ **任意規定**。特約による義務の加重・減免や特別規定（659条など）があれば別削除提案には賛否両論

### (2) 用語の沿革と意義

- ・ 「善良ナル管理者ノ注意」＝善管注意義務←良家父の注意（フランス法←ローマ法）  
：標準人（類型人とも）が果たすべき義務＝社会生活上必要な注意（ドイツ法）  
＝加害結果予見義務＋加害結果回避義務
- ・ たんに目的物を引き渡すだけではなく（483条参照）、注意を尽くして保管することも特定物債権の内容になる。
- ・ 善管注意義務の発生は債務一般の原則的効果：契約の本旨に従った履行となるように注意を払え（ドイツ民法の規定の仕方）。

### (3) 義務の基準

- ・ 事実的な「平均人」ではなく、規範的な見地から想定される「標準人」  
**例** スピード違反と交通事故  
→当事者の職業・地位・立場・年齢などによって変わる。

### (4) 特定物保管義務の具体的内容

- ・ 具体的な場面で、物・債務の性質によって個別に定まる（検索してみよう！）  
**例** 生繭乾燥事件（大判大7・7・31民録24昭1555頁）

### (5) 善管注意義務違反の効果

- ・ 善管注意義務違反＝抽象的過失
- ・ 義務違反有→帰責事由のある債務不履行→損害賠償責任・債権者の契約解除権
- ・ 義務違反無→帰責事由がなく、滅失による債務は消滅・損傷していればその物の現状で引き渡せば債務不履行にはならない。追完・修繕義務は一般的には生じない（「給付危険は債権者が負う」）。

※以上は、483条・570条の瑕疵担保責任に関する判例・旧通説的理解（いわゆる**特定物のドクマ**）。

これを否定する契約責任説では、売主に免責事由がなければ債務不履行となり、善管注意義務違反がないという理由では免責されないとの考え方が有力。

### (6) 善管注意義務を負う時間的範囲

- ・ 契約成立（債権発生時）から履行時まで **用語法** 履行期と履行時  
もつとも、履行期以後は債務者の対応によって義務の程度や責任が変化する。  
（有責な）履行遅滞の場合→責任加重（因果関係がある限り、結果責任を負う）  
（有責な）受領遅滞の場合→責任軽減（故意・自己の財産に対するのと同じの注意義務違反についてのみ責任を負う。この点は軽過失免責という反対説も有力）

↳不可抗力や正当事由（留置権・同時履行の抗弁権）による履行期徒過の場合  
→善管注意義務が存続

(7) その他の義務違反との関係

義務 違反の程度	善管注意義務	自己の財産に対するのと同じの 注意（659条、 <u>類</u> 827・918・926条）
単 純	抽象的軽過失	具体的軽過失
重 大	抽象的重過失⇨故意 (95・470・471条、失火責任法、商 法規定の多く)	(具体的重過失……規定も適用場面 もない)

- ・ 具体的過失の内容については争いがある（個人的能力基準説 vs 義務軽減説）。

一息 法典調査会での土方寧の珍論

- ・ 問題点 贈与者の善管注意義務←旧民法の有償・無償の一般的区別の廃止  
立法論的には再検討の余地がある。

3 弁済の場所 → 第20回講義「弁済」

4 果実收取権

- ・ 89条の原則と有償契約の場合の特則（575条1項）。

**【種類債権（不特定物債権）】**（E9-12頁、中田37-45頁）

**Case 2-2** Yは、X酒店所有のa酒蔵に貯蔵してある限定販売の秘蔵ドイツワイン100本のうち、30本を300万円で買いつけた。Yの連絡に応じて必要本数をXがY宅に宅配便で代引きで届けるという約束であった。ところが、その後、まだYにワインが給付される前に、このa酒蔵が近隣への放火によって類焼してしまった。この銘柄のこの年のワインは稀少品だったので、事件後、市場価格が著しく上昇した。

① a酒蔵のワインはすべて焼失したが、Xのb酒蔵には同種類のワインがなお残っている場合、Yは30本を渡せと請求できるか。それとも、Xは、Yの請求を拒絶して、逆に代金300万円を払えと請求できるか。

② ①の問題でYと和解したXは、あらためてb酒蔵所蔵のワインから30本をYに600万円で給付することになった。ところが、その時に積んでいた30本のワインのうち3本はY宅に届けられる前に、暴走トラックの追突事故によって割れてしまった。Yは、さらに代わりのワインの給付を請求できるか。また、代物の請求ができない場合にも、逆にXが割れたワインの代金60万円を含めて全額を請求することができるか。

③ **【応用問題】** a酒蔵のワインのうち80本が割れてしまった。しかし、なお20本は無事だったので、Yはそれを200万円で渡せと請求した。Xは、Yの請求を拒絶するのみならず、あなたにお売りしたワインは燃えた中に入っているとして、逆に何も渡さないままで代金300万円全額を払えと主張する。どう考えるべきか。

なお、法教256号138頁の演習問題も参照

## 1 種類債権の意義

- ・ **種類物**：契約締結時に当事者が単に種類・数量・品質等に着眼して、具体的な特定の物の個性を問題にせず契約の目的物とした物。量産品は一般的には種類物となりやすい。**反対例** 中古車、現品限りの安売り商品

※代替物・不代替物は客観的基準。

※種類の設定範囲には広狭がある（**例** アルコール飲料→ビール→特定メーカー→特定銘柄→特定年産→特定倉庫中の在庫品。在庫品全部だと特定物）

- ・ **種類債権**：一定量の種類物の引渡しを内容とする債権

※**問題点** 有体物に限定された民法

## 2 目的物の品質

- ・ **中等品**の給付義務（401条1項）：これも任意規定。立法例は多様。改正では削除を提案。

**例** 中等品が何か争われた事例 杉材一部不良事件（5段階のうちの中間3段階なら可）

## 3 種類債務の特定（集中）による給付対象の確定

### (1) 概観

#### (a) 特定の要件

- ・ (i) 債務者の必要行為の完了 または (ii) 債務者による指定権の行使  
※契約両当事者の合意による特定でも可。立法論ではその点を明確化する提案有。

#### (b) 特定の効果（判例・通説による）

- ・ ①善管注意義務の対象の確定 ← 給付危険（＝帰責事由が無い場合の債権の消滅）の移転
- ・ ②対価危険も移転（534条2項） ← 債務者の変更権
- ・ ③所有権の移転（176条） 鱈不着事件（P II 2）、亜鉛華事件等（P I 224）

#### (c) 特定前に種類債権の債務者が負う義務（判例・通説による）

- ・ **重い調達義務**：手元の目的物が滅失しても代替品を調達して給付する義務  
契約後に目的物の価格が高騰した場合に債務者には重いリスク。  
契約に適合する種類物が客観的に調達不能になった場合のみ、債務者は履行不能で免責。  
制限種類物では履行不能が生じうる。履行不能の場合、売主が危険を負担（536条1項）。
- ・ 調達義務の不履行（常に履行遅滞）は結果責任＝帰責事由がないとの免責抗弁を否定  
※無過失責任の根拠となっていたドイツ民法279条\*は2002年の改正で削除された！

\*旧279条〔種類債務における不能〕 債務の目的が種類のみで定まっている場合において、同種の給付が可能である限り、債務者は、故意・過失がないときにも、その給付不能についての責任を負う。

#### (2) 特定の時期と方法（判例・通説である**履行地説**による）

- ・ (i) 持参債務の場合 履行地での現実の提供  
**特定否定事例** 鱈不着事件、積出木材差押事件
- ・ (ii) 取立債務の場合 目的物の分離＋弁済準備完了の通知  
**特定否定事例** タール事件（P II 3；制限種類債務の目的たるタールの全部滅失）
- ・ (iii) （第三地への好意での）送付債務の場合 発送（運送人への引渡し）